

県内周遊企画商品造成事業
受託事業者募集に係る質問への回答について

令和2年8月14日

奈良県観光局観光プロモーション課長

県内周遊企画商品造成費業受託事業者募集について、下記の質問事項に回答いたします。

記

●質問1

- ・旅行商品について、企画提案書に申込事業者または共同企業体の構成員が提案する旅行商品のみではなく、その事業者および構成員以外の旅行業者が造成する旅行商品を提案する事は可能か。

○回答1

- ・旅行商品の造成業務は、本委託業務の主たる業務であるため、第三者に全部委託することは出来ません。造成の一部について、他事業者と連携されることは可能です。

●質問2

- ・募集要項 提出物⑤オ) 周知広報方法「・県内及び関西エリアを中心とした…」と仕様書 5 事業内容(1) ④「旅行商品の主なターゲットは県内及び北陸・西日本エリア…」との違いは何か。

○回答2

- ・県内及び関西エリアを中心としていますが、そのエリアのみではなく、その周辺として北陸や西日本エリアの方々も対象としている旨を例示しています。

●質問3

- ・仕様書 5 事業内容(1) ④旅行商品の主なターゲットは県内及び北陸・西日本エリアとあるが、ターゲットのエリアをこの地域に限定されている根拠は何か。

○回答3

- ・現状を受けて、まずは奈良県内や関西エリアの方を本事業における誘客対象の中心としています。また、その周辺エリアとして北陸や西日本エリアについても対象としています。

●質問4

- ・県民もターゲットに一部にされているが、別事業で予定されていて割引が実施される「県内宿泊等促進キャンペーン」との住み分けや販売に関して、どのように考えているか。

○回答4

- ・本事業では旅行商品の造成や販売、モニターツアーの実施、広報等を委託するものであり、利用者への直接割引を行うものではありません。

●質問 5

- ・募集要項 提出物⑤（ウ）・販売価格 「…販売価格を提示し、その設定方法を明記すること。」とあるが、具体的に何を記載するのか。

○回答 5

- ・販売価格を設定する際の積算内訳等を記載ください。

●質問 6

- ・ターゲット地域として「西日本エリア」との記載がありますが、具体的に何県を指すのか。

○回答 6

- ・近畿、中国、四国、九州地方と考えてください。

●質問 7

- ・旅行商品による「誘客数：4500以上」、モニターツアーは「300人以上の募集を図ること」との記載がありますが、万が一、この目標数値を下回った場合、支払われる業務委託費の減額や、一定期間のプロポーザル参加停止等、何らかのペナルティは課されることはあるのか。具体的なペナルティは何か。

○回答 7

- ・誘客数が未達の場合など、必要経費が契約時の委託料を下回った場合、委託料を減額することとなります。なお、受託者の責めに帰さない理由で目標未達の場合についてペナルティは考えていません。

●質問 8

- ・仕様書に記載されている「二次交通手段」に貸切バスは含まれるのか。

○回答 8

- ・含まれます。

●質問 9

- ・「二次交通手段はすべて県内事業者（本社が奈良県内）とすること」との記載がありますが、これは奈良県内で営業している事業者でも、本社が奈良県内に位置していない場合は、旅行商品に組み入れることができないということでしょうか。

○回答 9

- ・お見込みのとおりです。

●質問 10

- ・募集要項 3. 手続等（3）企画提案書等の提出期限、提出先及び提出方法 提出物①参加申込書に、「参加表明書とともに提出すること」とあるが、参加申込書ではないか。

○回答 10

- ・ご指摘のとおりです。参加申込書とともにご提出ください。